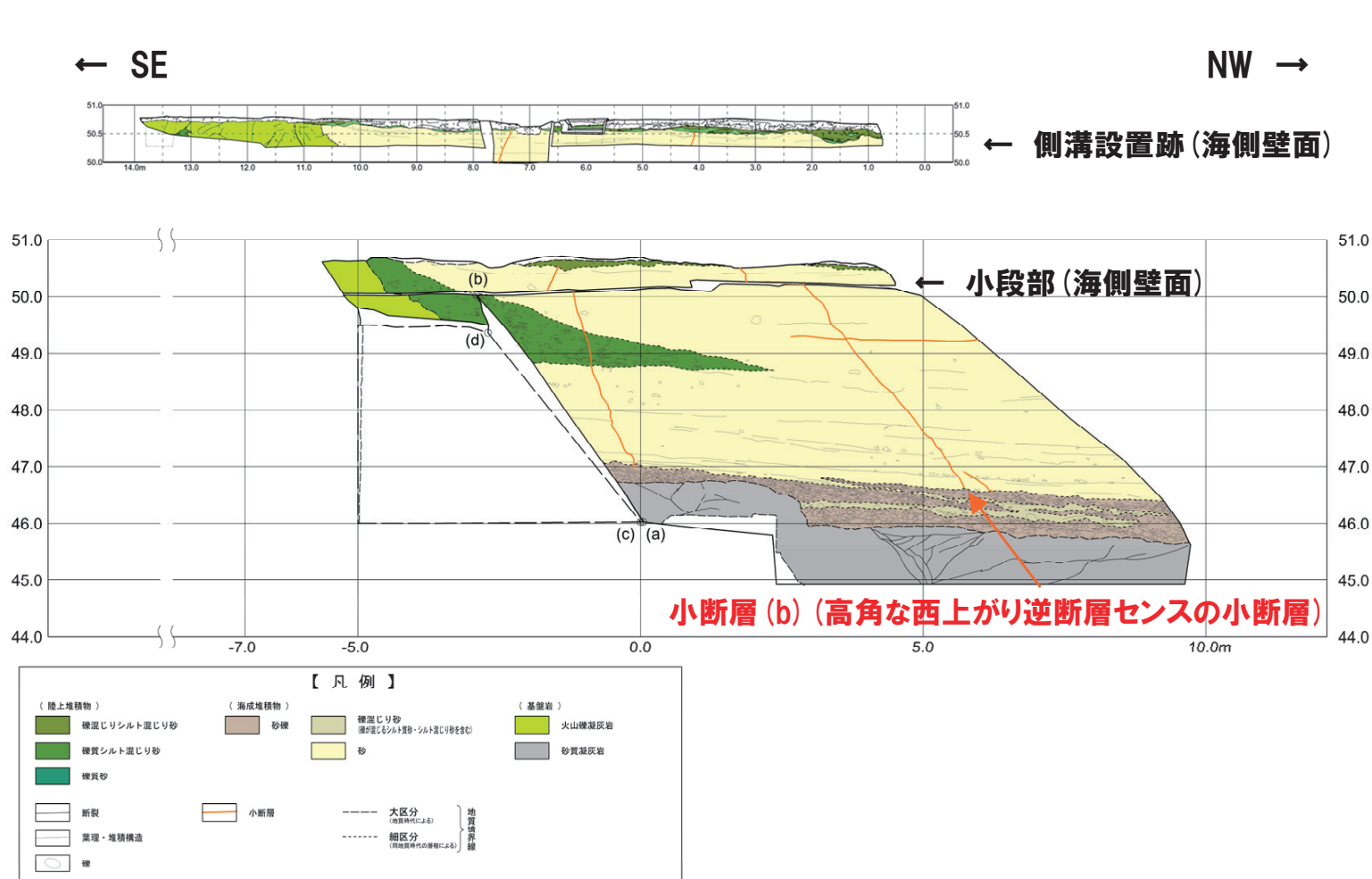


# 開削調査箇所(南側)

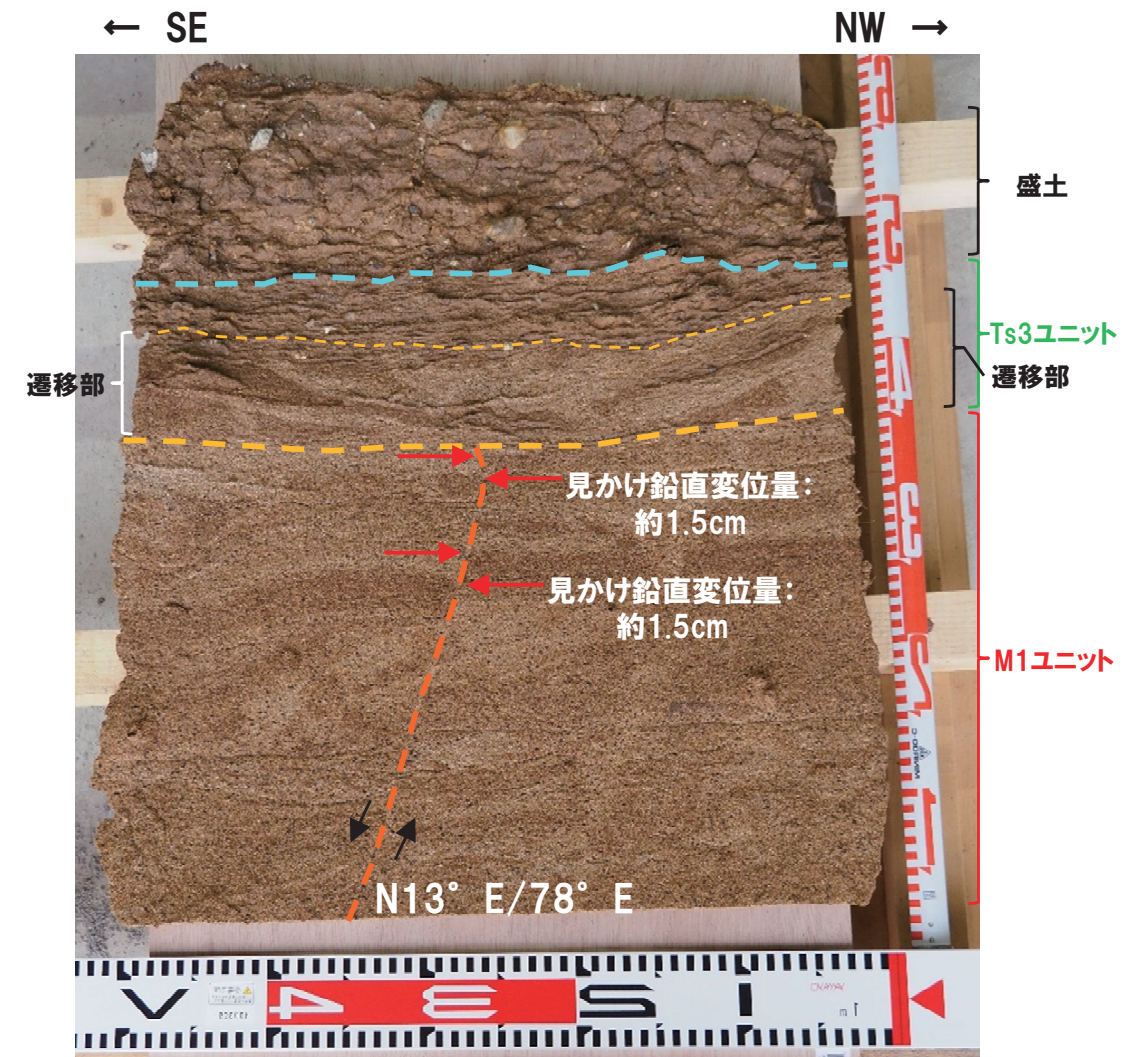
## ③-2 南側壁面の背後法面天端付近に認められる小断層-小断層 (b) -

新規 (R2/8/7審査会合以降)

- 南側壁面の背後法面天端付近における側溝設置跡(海側壁面)において、高角な西上がり逆断層センスの小断層(小断層(b))が認められる。
- 当該小断層は、以下の状況から、Ts3ユニット(遷移部含む)に変位・変形は与えていないと判断される。
  - ・小断層は、M1ユニットに変位を与えており、Ts3ユニット(遷移部含む)の基底面直下まで剪断面が連続する。
  - ・小断層に見かけ鉛直変位量の減衰は認められない。
  - ・Ts3ユニット(遷移部含む)の基底面に変位は認められない。
  - ・Ts3ユニット(遷移部含む)中に、剪断面は認められない。



南側壁面の背後法面 スケッチ※



はぎとり転写試料写真(左右反転, 解釈線あり)

※当スケッチは、R2.8.7審査会合において示したものに、R2.8.7審査会合以降、南側壁面の背後法面(標高約50m以下)に認められる小断層(c)の線形を追加で示したものである。

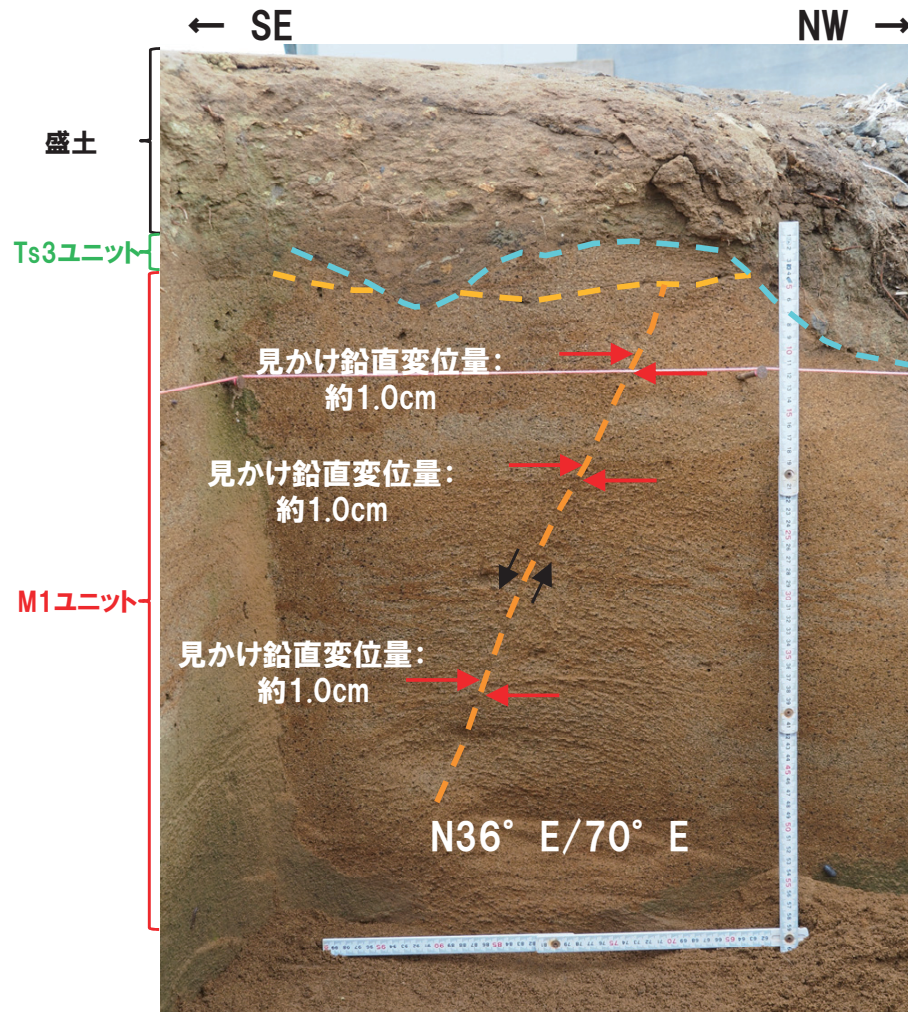
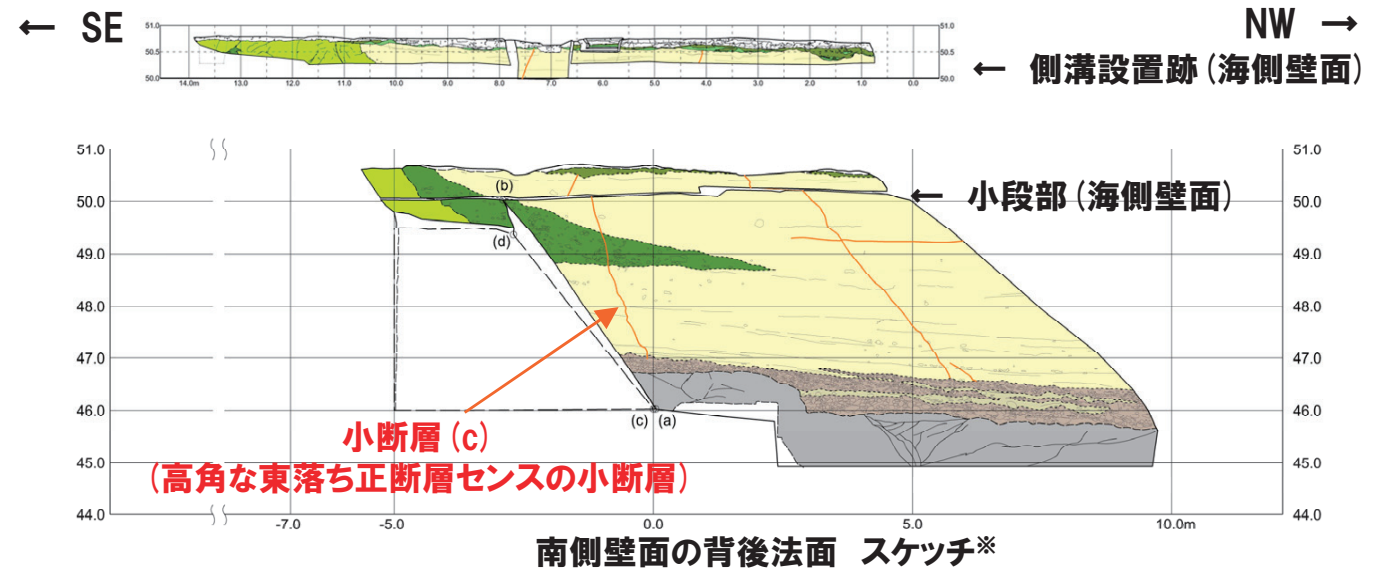
- - -: 小断層
- - -: 盛土基底面
- - -: Ts3ユニット(遷移部含む)基底面

# 開削調査箇所(南側)

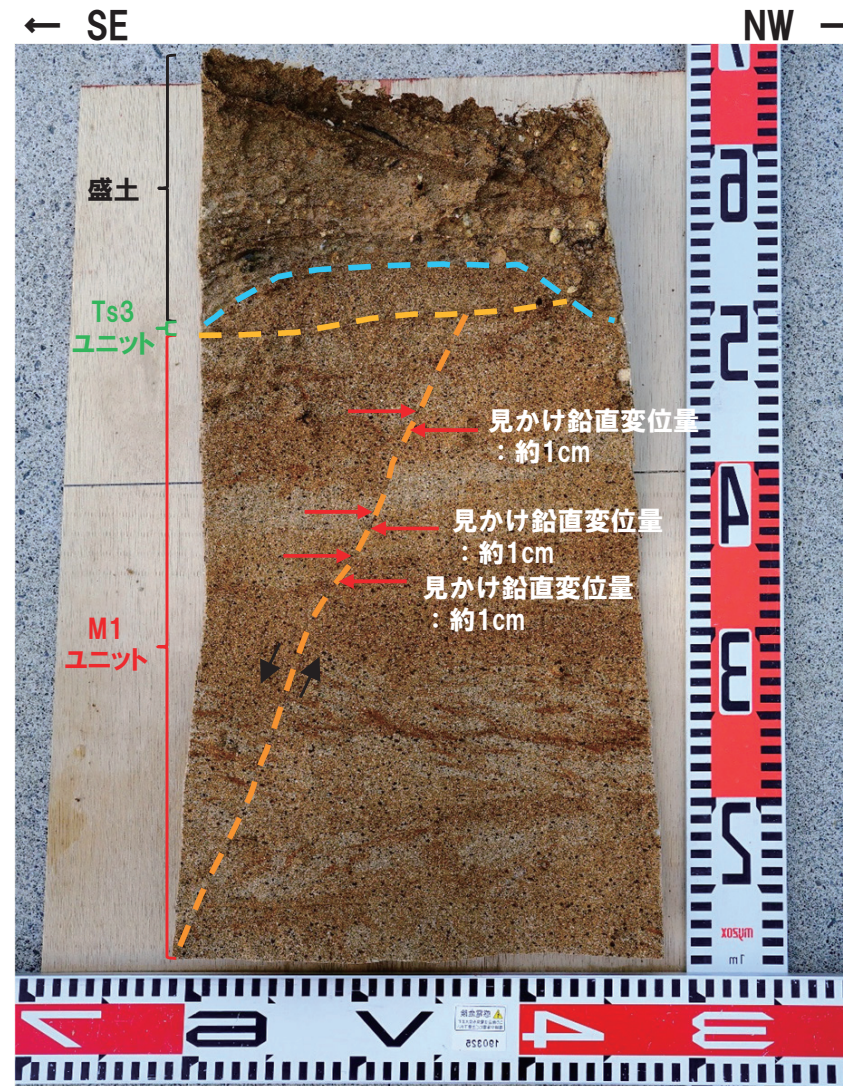
## ③-3 南側壁面の背後法面天端付近に認められる小断層-小断層(c) -

新規 (R2/8/7審査会合以降)

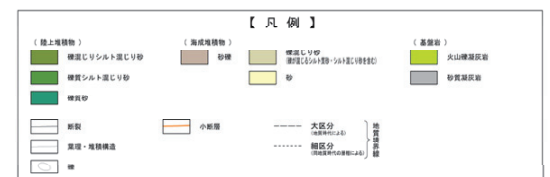
- 南側壁面の背後法面天端付近における側溝設置跡(海側壁面)において、高角な東落ち正断層センスの小断層(小断層(c))が認められる。
- 当該小断層は、以下の状況から、Ts3ユニット(遷移部含む)に変位・変形は与えていないと判断される。
  - ・小断層は、M1ユニットに変位を与えており、Ts3ユニット(遷移部含む)の基底面直下まで剪断面が連続する。
  - ・小断層に見かけ鉛直変位量の減衰は認められない。
  - ・Ts3ユニット(遷移部含む)の基底面に変位は認められない。
  - ・Ts3ユニット(遷移部含む)中に、剪断面は認められない。



南側壁面の背後法面側溝設置跡(海側壁面) 小断層上端付近 拡大写真(解釈線あり)



はぎとり転写試料写真(左右反転, 解釈線あり)



※当スケッチは、R2.8.7審査会合において示したものに、R2.8.7審査会合以降、南側壁面の背後法面(標高約50m以下)に認められる小断層(c)の線形を追加で示したものである。

- - - 小断層
- - - 盛土基底面
- - - Ts3ユニット(遷移部含む)基底面